**平成２２年（フ）第４０４号**
青森市緑１丁目１番地７　ルミエール翔202号
債務者　渡辺　光輝
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４１６号**
青森市新田２丁目20番２号
債務者　木浪　文仁
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２３号**
青森県つがる市木造若宮43番地１　若宮団地４－４号
債務者　櫻庭　郁三
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第１２５号**
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川40番地６
債務者　小山内良子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第１２６号**
青森県五所川原市大字高野字柳田247番地２
債務者　楠美　義仁
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第１２７号**
青森県五所川原市大字高野字柳田247番地２
債務者　楠美　多子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第７１号**
栃木県那須郡那須町大字豊原丙2624番地５、前住所仙台市宮城野区清水沼３丁目９番13号
債務者　石川　洋治
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２２年（フ）第２４号**
石川県輪島市鳳至町下町93番地
債務者　太田　康一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２２年（フ）第１４８０２号**
東京都板橋区氷川町20―１―605
債務者　塩手　慈孝
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４８８１号**
東京都立川市砂川町６丁目19―23
債務者　池田　英子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４８８２号**
東京都福生市大字福生198
債務者　永瀬　有花
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４８８３号**
千葉県柏市塚崎1325―８―405
債務者　繁田美枝子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２５号**
熊本県阿蘇郡小国町大字下城2699番地
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２２年（フ）第３３号**
長崎県松浦市調川町平尾免207番地10
債務者　田中美和子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第４３号**
長崎県松浦市調川町松山田免749番地２
債務者　辻　　惠美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第１０６７号**
東京都大田区千鳥１丁目24番３号Ｂ＆Ｉ1990―201
債務者　高橋　康博
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部